

平成24年度「女性の創業等支援助成金」助成要領

平成 24 年 1 月
兵庫県商工会女性部連合会



1. 趣 旨

地域経済及び商工会女性部事業の活性化を目指し、女性による創業または経営革新への取り組み事例等に対して、全国商工会女性部連合会（以下、「全女性連」という。）が支援・助成を行う。

2. 予 算

助成金 総額 300 万円（50 万円以内 × 6 事業を想定）
謝 金 審査委員（外部専門家等）

3. 助成対象事業

助成対象は、商工会女性部または女性のグループ（グループ代表が女性部員かつ当該グループの構成員の過半数が女性部員であるものに限る。）が実施する事業であって、次のすべてに該当する事業とする。

- (1) 先進的かつビジネスマインドにあふれた事業
- (2) 繼続して事業展開するビジョンがある事業
- (3) 地域に波及効果（貢献）がある事業
- (4) 次のいずれかに該当する事業
 - ① 創業（第2創業含む）または経営革新、もしくは、新分野進出のための事業
 - ② 永年、商工会女性部事業として取組み、地域のニーズに応えて個人または有志が開始した事業

4. 助成対象事業の申請

申込者は、別添の「助成金申込書 記入上の留意点」を参照のうえ、女性部用（様式1）または個人・グループ用（様式2）により、平成24年3月16日（金）までに県連合会・組織支援課宛てに申請する。

県女性連で、前記3. に定める事業に適合し、助成するに相応しいと思われる事業を選定し、全女性連に申請する。ただし、県女性連から申請する事業数は、様式1、様式2、それぞれ1つを上限とする。

なお、平成24年1月13日（金）に開催された全女性連理事会決議事項に基づき、2012年版「商工会女性部手帳」の100%必携を達成した県女性連及び傘下商工会女性部のみ、応募可能とする。

5. 助成候補の選定・審査方法

全女性連は、本事業の趣旨に合致し、助成するに相応しいと認められる事業を次の手順により選定する。

- (1) 全女性連に、助成対象事業を選定するため、学識経験者や全女性連役員等で構成する「女性の創業等支援助成金審査委員会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は、各県女性連から推薦のあった事業について審査し、助成対象事業を決定する。
- (3) 審査委員は、全女性連理事会において審査結果を発表し、承認を得る。

6. 事業経過等の報告

助成を受けた者は、全女性連に対し助成金の使途及び事業経過等を様式3により平成25年4月初旬までに報告するものとする。また、事業実施年度後、2年間、その後の事業展開等についての状況報告を行う。

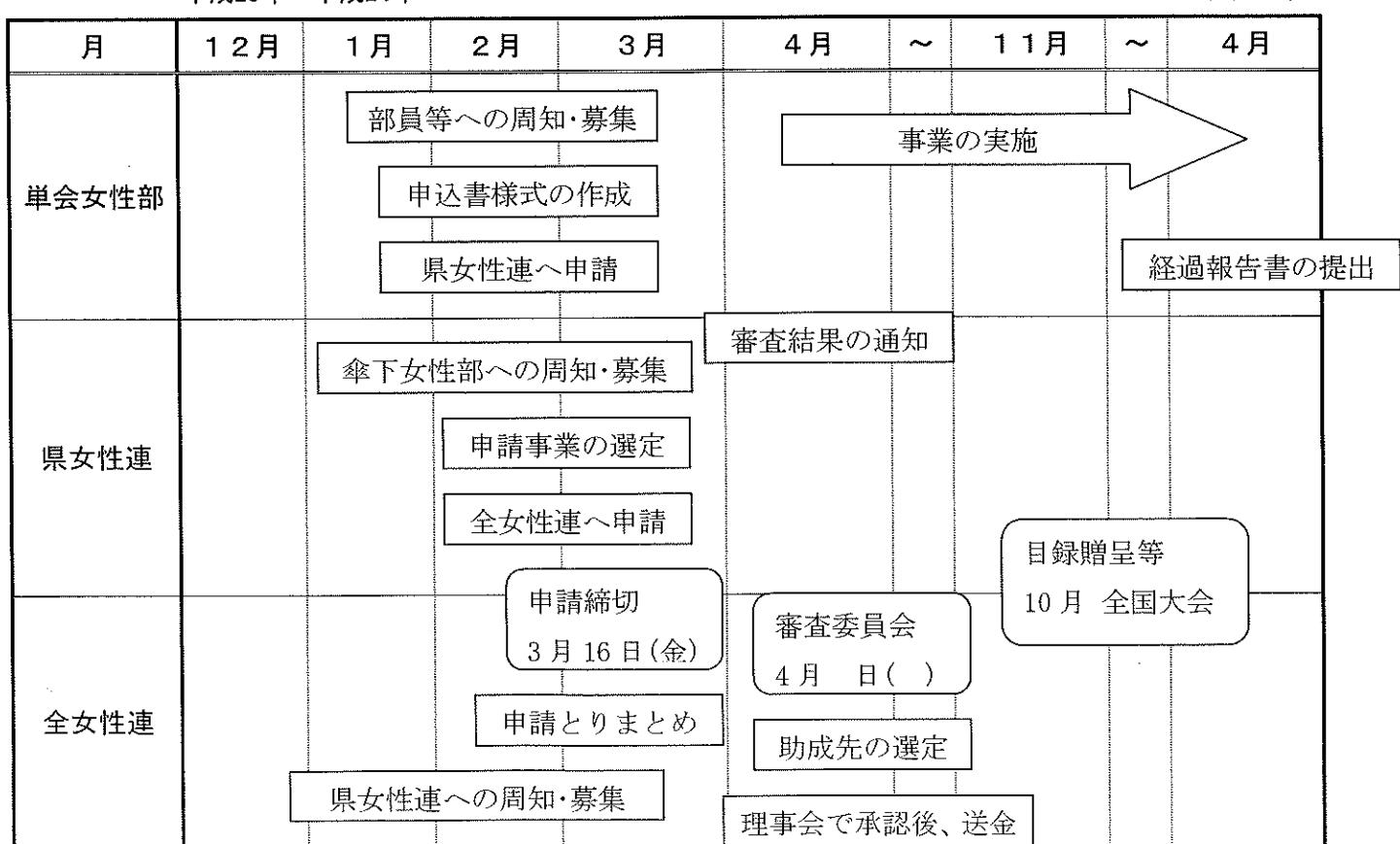
7. 助成件数及び助成金額

助成件数は6件程度とし、助成金額は1事業当たり50万円以内とする。

8. 事業実施スケジュール

平成23年 平成24年

平成25年



※全女性連は、事業展開等についてのフォローアップ調査を行い、報告を受ける。

助成金申込書 記入上の留意点

■全体に関すること

- ① 記入欄の全ての箇所に記入をしてください。
- ② 助成申込書は1枚に収まるよう、要領よく記載してください。

■事業内容

- ① <事業の概要>の事業名は仮称でも良いので、必ず記入してください。
- ② <事業の概要>の内容については、今年度実施予定の事業内容（計画、目標）を記入してください。その際、具体的な取り組みを記載してください。
- ③ 製品・商品であれば、必ず素材を記載してください。
- ④ <これまでの事業の経過・進捗状況>は、既に事業を実施している場合には、記入してください。その際には、売上、来客等の推移・増減率など定量的なものを極力記入してください。

■助成申請額

- ① <助成申請額>は、<事業費総額>を上回らないこと。
- ② 資金使途内訳は、できるだけ細かく記載してください。

■事業の特徴

- ① 審査の重要なポイントとなるため、要領よく簡潔に記載してください。
- ② <先進的かつビジネスマインドに溢れている点>の先進的とは、当該女性部（個人・グループ）にとって、新たな事業活動であれば、既に他社で採用されている取り組みでも構いません。

■添付資料

- ① 内容が分かるものがあれば、助成申込書と一緒に添付して提出してください。
- ② 製品・商品、店舗運営等であれば、写真などを提出してください。
- ③ 現物の提出はお控えください。